

第5期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年3月26日（水曜日）午前10時
(受付開始 午前9時30分)

場所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8F

書面またはインターネット等
による議決権行使期限
2025年3月25日（火曜日）
午後5時まで

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）に対する株式報酬制度の継続及び内容改定の件

目次

■ 第5期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	59
■ 計算書類	76
■ 監査報告書	86

株式会社 ADワークスグループ

証券コード：2982

株 主 各 位

証券コード 2982
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日 2025年3月3日)

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社 A D ワークスグループ
代表取締役社長CEO 田 中 秀 夫

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第5期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（A D ワークスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2025年3月25日（火曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2.場 所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンス スクエア 8F

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第5期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）に対する株式報酬制度の継続及び内容改定の件

以上

議決権行使その他招集に関する事項等について

(1) 行使方法について

議決権行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネット等による方法の3つがございますので、いずれかの方法をご選択ください。詳しくは4頁～6頁をご覧ください。

(2) 重複行使された場合の取り扱いについて

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 議案に賛否の表示がない場合の取り扱いについて

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(4) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 当日のご出席について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(6) 本招集ご通知について

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をされた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求をされていない株主様に対しても、電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類等の内容を記載したサマリー版の書面をご送付しております。

また、書面交付請求をされた株主様には、基本的に電子提供措置事項の全てを記載した書面をご送付しておりますが、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当該書面においても下記の事項は記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」 ⑤計算書類の「個別注記表」

なお、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」記載の大規模買付ルールの詳細につきましては、前記各ウェブサイトに掲載の「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

(7) 書類等の修正について

本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会ご出席による議決権行使



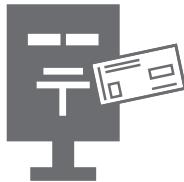
株主総会開催日時

2025年3月26日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

■ 郵送による議決権行使



行使期限

2025年3月25日（火曜日）

午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネット等による議決権行使



行使期限

2025年3月25日（火曜日）

午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁以降に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が
不要になりました！

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後5時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従つて行使完了です。



ログインID・仮passwordを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮password」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



1 議決権行使サイトへアクセスする

The screenshot shows the homepage of the MUFG Triple UFJ Voting site. At the top, there's a navigation bar with links for 'お問い合わせ' (Contact), 'お手続き' (Procedure), 'お手続きの流れ' (Flowchart), 'お手続きの流れ' (Flowchart), 'お手続きの流れ' (Flowchart), and 'お手続きの流れ' (Flowchart). Below the navigation, there's a main content area with a large button labeled 'ログイン' (Login) and a smaller '新規登録' (New Registration) link. The background features a dark banner with white text about the voting procedure.

「議決権行使サイト」トップページ

2 ログインする

The screenshot shows the login page of the MUFG Triple UFJ Voting site. It features a large input field for 'ログインID' (Login ID) and a smaller input field for 'パスワード' (Password). To the right of the password field is a 'ログイン' (Login) button. The background includes a banner with text about the voting procedure and a logo for 'digicent'.

「ログインID、仮password」入力画面

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

① 次の画面へをクリック

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮password」を入力

③ 「ログイン」をクリック

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化の観点から1名増員することが適切と考えたため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	 再任 田中秀夫 (男性) 1950年2月7日生	<p>1973年4月 西武不動産(株) 入社 1991年7月 田中不動産事務所 開業 1992年10月 (株)ハウスポート西洋 (現 みずほ不動産販売株) 入社 1993年3月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 1995年2月 同社 代表取締役社長 2020年4月 当社 代表取締役社長CEO (現任) 2024年1月 (株)エー・ディー・ワークス 代表取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・ワークス 代表取締役会長 (株)エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会 理事 (副会長)</p>	5,057,149株

[取締役の候補者とした理由]

単独株式移転により当社を設立した会社である(株)エー・ディー・ワークスの不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長としての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、当社グループの企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	 再任 鈴木俊也 (男性) 1964年11月9日生	<p>1989年 4月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア) 入社</p> <p>2008年 1月 同社 AM事業部法人営業部部長</p> <p>2009年11月 同社 仲介事業部部長</p> <p>2013年10月 同社 ソリューション事業部部長 兼 投資不動産企画開発部部長</p> <p>2014年10月 同社 賃貸事業部オーナーシップ部部長</p> <p>2015年10月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画室長</p> <p>2018年 6月 同社 取締役 執行役員 事業企画本部長</p> <p>2019年 4月 同社 取締役 執行役員 投資不動産事業本部長</p> <p>2020年 4月 当社 取締役 上席執行役員</p> <p>2021年 1月 当社 取締役</p> <p>2023年 3月 当社 専務取締役 (現任)</p> <p>2024年 1月 (株)エー・ディー・ワークス 代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)エー・ディー・ワークス 代表取締役社長</p> <p>(株)エー・ディー・パートナーズ 取締役</p>	112,144株
<p>[取締役の候補者とした理由]</p> <p>大手不動産会社において法人等の仲介・賃貸、開発などの不動産事業の豊富な経験を有しており、また、(株)エー・ディー・ワークスにおいても収益不動産の賃貸、開発、販売事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	 再任 かねここうじ 金子幸司 (男性) 1965年10月23日生	1988年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2001年6月 KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社 2002年2月 大木建設(株) 新規事業部部長 2004年6月 (株)ファンドクリエーション 入社 2004年10月 (株)ファンドクリエーション不動産投信 代表取締役社長 2010年9月 大東建託(株) 経営戦略室 部長 2013年3月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 海外事業準備室長 2018年6月 同社 取締役 上席執行役員 海外事業部長 2020年4月 当社 取締役 上席執行役員 2021年1月 当社 取締役 2023年3月 当社 常務取締役 2024年1月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 2024年3月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 (現任) 2024年3月 当社 専務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman (株)エンジェル・トーチ 代表取締役会長 JMRアセットマネジメント(株) 代表取締役社長	101,419株

[取締役の候補者とした理由]
 (株)エー・ディー・ワークスにおいて米国収益不動産販売事業の立上げを行い、当社グループにおける中核事業に成長させた実績を持っております。また、上場REITの資産運用会社での経営経験も有しております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する当社の株式数
4	 新任 後藤英夫 (男性) 1963年5月30日生	1987年4月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行 2015年4月 (株)三井住友銀行 執行役員 投資銀行統括部長 2017年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 ホールセール企画部長 2018年5月 (株)SMBC信託銀行 常務執行役員 2019年12月 同社 取締役 兼 常務執行役員 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2021年6月 SMBC日興証券(株) 社外取締役(監査等委員) 2024年3月 立川ブラインド工業(株) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 立川ブラインド工業(株) 社外取締役 (現任)	- 株
〔取締役の候補者とした理由〕 大手金融会社における豊富な実務経験から、金融・経営企画に対する高い知見と、金融業界における幅広いネットワークを有しております。こうした知見等をもとに、当社グループのさらなる事業の拡大・強化を推進し、当社グループの企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
5	 <p>再任 やましら はるやす 山下 晴 康 (男性) 1967年1月3日生</p>	<p>1989年4月 住友不動産(株) 入社 2001年10月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ(株)入社 2005年7月 ユニファイド・パートナーズ(株) 融資部門 エグゼクティブディレクター 2010年6月 AMP Capital Investors Japan(株) BUSINESS DEVELOPMENT EXECUTIVE (株)東京スター銀行 不動産ファイナンス部 ディレクター 2016年8月 (株)エー・ティー・ワークス ファイナンス & アカウンティング ディレクター 2020年4月 当社 財務部門 グループ・マネージング・ オフィサー 2021年3月 当社 執行役員 財務部門部門長 2024年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)エー・ティー・ワークス 取締役 常務執行役員 (株)ジュピター・ファンディング 代表取締役社長</p>	17,440株

[取締役の候補者とした理由]

ノンリコース及びコーポレート・ローンの融資業務全般及び開発を含む不動産業務に対する双方の高い知見を有しており、当社グループの経営企画、財務における豊富な経験と知見を生かし、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
6	 再任 室 谷 泰 蔵 (男性) 1976年7月4日生	2002年4月 (株)NTTファシリティーズ 入社 2005年8月 SBIパートナーズ(株) 入社 2006年3月 SBIホールディングス(株) 入社 2017年1月 (株)エー・ディー・ワークス 入社 2017年10月 同社 事業企画本部 アリスト事業部 部長 2019年4月 同社 投資不動産事業本部 資産運用部 部長 2020年4月 同社 執行役員 投資不動産事業本部副本部長 2021年1月 同社 取締役 執行役員 資産運用事業本部本部長 2024年3月 当社 取締役 (現任) 2025年1月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 一般社団法人 不動産クラウドファンディング協会 理事	14,200株

[取締役の候補者とした理由]
 大手金融会社グループで売買・ファンド運用などの不動産事業の豊富な経験を有している他、Web広告事業の経験を有しております。また、(株)エー・ディー・ワークスにおいても不動産小口化事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
7	 <p> 再任社外独立 関山 譲 (男性) 1949年8月14日生 </p>	<p> 1974年4月 丸紅(株) 入社 2001年4月 同社 ユーティリティ・インフラ部門長代行 兼 海外電力事業部長 2002年4月 同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門長 2005年4月 同社 常務執行役員 2006年6月 同社 代表取締役常務執行役員 2007年4月 同社 代表取締役専務執行役員 2009年4月 同社 代表取締役副社長執行役員 2013年4月 同社 副会長 2015年4月 同社 顧問 2015年4月 丸紅パワーシステムズ(株) 会長 2016年5月 一般財団法人フィリピン協会 会長 (現任) 2017年6月 アステラス製薬(株) 社外取締役 2020年4月 当社 社外取締役 (監査等委員) 2024年3月 当社 社外取締役 (現任) </p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人フィリピン協会 会長</p>	-株

[社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要]
企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を有しております。当社においても豊富な知見から経営戦略を始めとした会社経営に関する助言・提言を期待し、社外取締役候補者としました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 関山氏は、社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 3 当社は、各候補者を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、本総会において各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、各候補者は引き続き被保険者に含まれることとなります。契約の内容の概要は以下のとおりです。当社は、当該員等賠償責任保険契約を1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
- ・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
 - ・保険料は全額当社が負担しております。
- 4 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役である関山氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度としております。本総会において同氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、関山氏を独立役員として届け出ており、本総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。
- 6 各候補者の有する当社の株式数は、2025年1月1日現在の株式数を記載しております。

(ご参考)

ADワークスグループ取締役スキルマトリックス

第1号議案が原案どおり承認された場合の当社の取締役が保有するスキル等は以下のとおりとなります。

取締役に期待する スキル・経験・知識	田 中 秀 夫	鈴 木 俊 也	金 子 幸 司	後 藤 英 夫	山 下 晴 康	窪 谷 泰 蔵	関 山 護	田 名 網 尚	栗 井 佐 知 子	染 川 博 行
	社内	社内	社内	社内	社内	社内	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外
① 企 業 経 営	●	●	●	●			●	●	●	
② 財 务 ・ 会 計				●	●		●	●		
③ 法務・リスクマネジメント			●				●	●	●	●
④ グ ロ ー バ ル	●		●				●		●	
⑤ I T ・ D X					●	●	●	●		
⑥ 人 材 開 発 ・ 戰 略		●		●			●	●	●	●
⑦ サステナビリティ・ESG	●		●				●	●	●	
⑧ 不 動 産 事 業	●	●	●	●	●	●	●			●
⑨ 金 融 事 業			●	●		●	●			●

各スキルの概要は以下のとおりです。

① 企 業 経 営	上場会社あるいはその中核子会社において、経営陣幹部（代表取締役・役付取締役、その他類する職責）として企業経営を行った経験がある
② 財 务 ・ 会 計	会計や金融、税務等に関する知識を有し、財務的な側面から企業経営を支えるスキルを備えている
③ 法務・リスクマネジメント	法務、コンプライアンス等に関する知識を有し、経営活動・事業推進に係るリスクを管理するスキルを備えている
④ グ ロ ー バ ル	マクロな経済観やグローバルビジネスに関する知見を持ち、ビジネスをけん引するスキルを備えている
⑤ I T ・ D X	IT・DXの利活用やDXを通じて、全社的な業務プロセスの改善や事業モデルの変革を推進するスキルを備えている
⑥ 人 材 開 発 ・ 戰 略	全社的な人材教育・人材育成に関する経験が豊富であり、人的資本の増強を図るスキルを備えている
⑦ サステナビリティ・ESG	環境課題や社会要請に関する知識を有し、事業を通じた社会課題解決と企業の持続的成長のためのサステナビリティ経営の視点を備えている
⑧ 不 動 产 事 業	不動産に関する豊富な知識と経験を有し、時代の変化に合わせて柔軟に不動産事業を展開するスキルを備えている
⑨ 金 融 事 業	金融に関する豊富な知識と経験を有し、当社ビジネスポートフォリオの拡充に向けて金融事業を企画推進するスキルを備えている

当社は、取締役個々人の能力や経験等を本マトリックスに準じて評価し、取締役会全体としてこれらの機能すべてが充足される体制を追求しております。

取締役会の多様性や監督機能を充実させるために、社外取締役には社内業務執行取締役のスキルや経験値等を補完し、また社外取締役それぞれの知識や経験が偏ることがないよう、当社取締役会の機能全体が均整のとれた体制となるように、新たな取締役候補者を選定する際の、重要な検討材料として活用しております。

なお、本年よりスキルマトリックスの項目を見直しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）に対する株式報酬制度の継続及び内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）及び株式会社エー・ディー・ワークス（以下「ADW」といいます。）の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）並びにADW以外の当社子会社の代表取締役を対象とした役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本制度を導入いたしました。その後、本制度の対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）及びADWを含めた当社子会社（以下「対象子会社」といいます。）の代表取締役（国外居住者を除きます。以下併せて「取締役等」といいます。）に変更する等、一部改定のうえ継続することについて、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会（以下「第2期定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただき、今日に至っております。なお、対象子会社は、当社子会社のうち、国内に本店が所在し、かつ、同社の株主総会において代表取締役に対する本制度にかかる株式報酬等の額及び内容決定の決議がなされることの条件を満たした会社としております。

今般、2025年5月に本制度に基づき設定していた信託が終了いたしますので、2025年度以降についても、本制度の対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除き、以下「対象取締役」といいます。）に変更する等、内容を一部改定のうえ継続させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会でご承認をいただいた当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬額とは別枠でのご承認をお願いするものであります。

本制度の改定内容は下表のとおりであり、これ以外の内容については第2期定時株主総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

	改定前	改定後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。） 対象子会社の代表取締役（国外居住者を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）
信託期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年間 	<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する事業年度（今般の継続導入後の信託期間は2年間）
当社が拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none"> 信託期間中に拠出する金員の上限は、合計3.1億円 	<ul style="list-style-type: none"> 104百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、今般の継続導入にかかる対象期間である2事業年度においては208百万円
信託から対象者に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 信託期間中に取締役等に交付される当社株式等の総数の上限は224万株であり、発行済株式の総数（2021年12月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約4.8% 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> 75万株に対象期間の年数を乗じた株式数であり、今般の継続導入にかかる対象期間である2事業年度を対象として対象取締役に対して付与する株式数の上限は150万株であり、発行済株式の総数（2024年12月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約3% 当社株式は、株式市場又は当社から取得予定（今般の継続導入に際しては、当社株式の取得は行わない予定）
対象者に対して交付等を行う当社株式等の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会で決議された金額（以下「交付株式数算定基礎額」といいます。）を基に算定 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間における役位及び業績目標の達成度等に応じて算定 今般の継続導入にかかる対象期間においては、税金等調整前当期純利益金額を業績評価指標として採用予定
受益者要件	<ul style="list-style-type: none"> 信託期間中のそれぞれ2022年から2024年までの毎年12月31日に取締役等であること（信託期間中に新たに取締役等となった者を含む） 在任中に一定の非違行為があった者でないこと 取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること 	<ul style="list-style-type: none"> 信託期間中の毎年12月31日に対象取締役であること（信託期間中に新たに対象取締役となった者を含む） 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
信託期間満了時の信託内の残余株式等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 残余株式は信託内で金銭に換価の上、受益権割合に応じて取締役等に給付 配当金の残余は受益権割合に応じて取締役等に給付 	<ul style="list-style-type: none"> 残余株式は当社に無償譲渡し消却する予定 配当金の残余は受益権割合に応じて対象取締役に給付する予定

本制度は、22頁記載の当社取締役会において定められた取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであって、本制度の継続により、対象取締役が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。本制度の継続は相当であると考えております。

なお、第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象者となる当社の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

対象取締役が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けるという目的に鑑み、本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしましたく存じます。改定後の内容は次のとおりです。

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて、役位及び業績目標の達成度等に応じて、受益者要件を満たした対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付及び給付（以下「交付等」といいます。）する株式報酬制度です。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・104百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、今般の継続導入にかかる対象期間である2事業年度においては208百万円
信託から対象取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	・75万株に対象期間の年数を乗じた株式数であり、今般の継続導入にかかる対象期間である2事業年度を対象として対象取締役に対して付与する株式数の上限は150万株であり、発行済株式の総数（2024年12月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約3% ・当社株式は、株式市場又は当社から取得予定（今般の継続導入に際しては、当社株式の取得は行わない予定）
③対象取締役に対して交付等を行う当社株式等の算定方法	・対象期間における役位及び業績目標の達成度等に応じて算定 ・今般の継続導入にかかる対象期間においては、税金等調整前当期純利益金額を業績評価指標として採用予定
④対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び譲渡制限期間	・毎年1月。また、本制度を通じて対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）を設定する。

(2)本信託に拠出される信託合計額の上限

本制度は、原則として、中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する事業年度を対象としますが、当社は現在、2024年1月1日から2026年12月31までの3事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であるため、本制度の継続導入後の信託期間は2025年5月（予定）から2027年5月（予定）までの約2年間とします。なお、信託期間の満了時において、下記のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

当社は、対象取締役に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、104百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（今般の継続導入にかかる対象期間である2事業年度については208百万円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、対象取締役を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。なお、今般の継続導入に際しては、設定済みの本信託に対し、上記上限の範囲内で必要な金員の追加拠出は行わない予定です。当社は、対象期間中、対象取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、当該対象取締役が受益者要件を満たしたときに、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

(3)対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法と上限

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイント数により定まります。

<交付等を行う当社株式等の算定方法（ポイントの計算方法）>

毎年3月の取締役会で、役位に応じたポイントテーブルに基づき、毎年12月31日に在任している対象取締役にポイントを付与することを決定します。ただし、対象期間の事業年度の税金等調整前当期純利益金額が当社の定める単年度計画値に達しないと見込まれる場合、当該年度についてはポイントを付与しないものとします。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に対象取締役に対して付与されるポイント数の上限は、75万ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に対象取締役が本

信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。そのため、2事業年度を対象とする対象期間中に対応する上限交付株式数は、150万株となります。

なお、上記(2)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる1事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。

この上限交付株式数は、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会で承認された内容等を基に設定しています。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の条件、方法及び時期並びに譲渡制限期間等

信託期間中の毎年1月に、対象取締役が以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(3)により算定される株数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。このとき、当該対象取締役は、ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、本制度を通じて対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます（※1）。

①信託期間中の毎年12月31日に対象取締役であること（信託期間中に新たに対象取締役となった者を含む。）

②在任中に一定の非違行為があった者でないこと

※1 謾渡制限期間中に一定の非違行為があった場合、当該対象取締役に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとします。

また、信託期間の満了時に本信託が終了する場合において、本信託内に残余株式が生じたときは、本信託から当該株式を当社に無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで消却を行う予定です（なお、本信託を継続利用する場合には、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用します。）。信託期間の満了時に本信託を終了する場合において、本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、信託留保金を超過する部分については、受益権割合（※2）に従って対象取締役に給付する予定です。

※2 受益権割合は、信託期間終了時に在任している対象取締役について、それぞれ上記(3)によって付与されたポイントの信託期間中における累積数を、信託期間終了時に在任している全対象取締役について上記(3)によって付与されたポイントの信託期間中における累積数の合計で除することによって算出されます。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使及び配当の取扱い

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を担保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

また、本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

なお、本制度の詳細については、2025年2月13日付「信託を用いた役員株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

①役員報酬等の区分

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。

その割合は、④の役員報酬等の決定プロセスのⅡ外部専門家によるCG委員会へのレクチャーを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

（i）固定報酬（月額定期報酬）

【考慮要素】 基本報酬。役位、職責に応じて④の役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。

（ii）短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）

【考慮要素】 役位、職責に応じて④の役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。

（iii）長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）

【考慮要素】 以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位及び業績目標の達成度等に応じて、以下の算定方法に基づき、④の役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。

ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。

【算定方法】毎年3月の取締役会で、役位に応じたポイントテーブルに基づき、毎年12月31日在任している長期業績連動報酬対象取締役にポイント（1ポイント＝当社普通株式1株とし、株式分割・併合等が生じた場合には調整します。）を付与することを決定します。ただし、12月31日で終了する事業年度の税金等調整前当期純利益金額が当社の定める単年度計画値に達しないと見込まれる場合、当該年度についてはポイントを付与しないものとします。

【当社株式等の交付等条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）について、信託から交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を受けることができるものとします。このとき、長期業績連動報酬対象取締役は、ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます。

- ア) 信託期間中の毎年12月31日に長期業績連動報酬対象取締役であること（信託期間中に新たに長期業績連動報酬対象取締役となった者を含む。）
- イ) 在任中に一定の非違行為があつた者でないこと

②固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、①（i）の考慮要素を考慮し、④の役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、①（ii）の考慮要素を考慮し、④の役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年1月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

③長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式等の交付等を行うものとします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、①（ⅲ）の考慮要素を考慮し、①（ⅲ）の算定方法及び付与条件に基づいて、④の役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年1月に交付等することといたします。

④役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

- I 取締役会は、CG委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。
- II 外部専門家（大手コンサルティングファーム）は、以下についてCG委員会へ情報提供を行う。
 - i : 近時の取締役報酬トレンド
 - ii : 当社取締役報酬ポリシーについての講評
 - iii : 当社取締役報酬決定プロセスについての講評
 - iv : 過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評
 - v : 当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評
- III CG委員会は、取締役会からの諮問に基づき、IIの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。
- IV CG委員会は代表取締役社長CEOへ決議を報告。
- V 代表取締役社長CEOは、CG委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

上記の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針」は、2025年3月26日開催予定の第5期定時株主総会終了後から運用していく方針であり、現在の同方針は、事業報告4. 会社役員に関する事項（2）取締役の報酬等の部分に記載のとおりです。

以 上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善のもとで、緩やかな景気回復が継続しました。2024年7月には日経平均株価が史上最高値を更新し、年末にかけて4万円台を回復するなど、景況感の回復が見られています。

国内の収益不動産売買市場においては、日銀による2024年3月のマイナス金利解除、及び7月の政策金利の追加引上げによる資金調達環境と売買市場への影響が注目されたものの、物価高による不動産価格及び賃料の下支えがあつたことを背景に、結果として市況は引き続き活況を呈しました。

不動産小口化商品においては市場規模が年々拡大しております。国土交通省の調査※によると、任意組合型商品への新規出資額は、2014年の64億円から2023年には558億円と約8.6倍に達しています。(※国土交通省「不動産特定共同事業の利活用促進ハンドブック(令和6年7月)」)

当社グループの拠点がある米国ロサンゼルスにおいては、政策金利が引き続き高水準で維持されており、資金調達環境の悪化によって収益不動産の売買需要を押し下げている状況にあります。

世界規模では、各国の金融引き締めや経済政策に起因する金融資本市場の変動、物価上昇による原材料価格の高騰、急激な為替変動など、景気を下押しするリスクが依然として存在しております。

このような経済環境のなか、当社グループは2024年2月8日公表の「第2次中期経営計画」に基づき、業績計画達成のキーとなる「人材生産性」を高めると同時に「財務健全性」の維持にも留意する中で、最終的なアウトプット指標であるEPS（1株当たり当期純利益）を毎期10%以上高め、株主及び投資家の皆様の期待に応えるべく、事業を推進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は49,910百万円（通期計画達成率106.2%）、営業利益は3,216百万円（同107.2%）、税前利益は2,547百万円（同110.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,610百万円（同102.9%）となりました。また、EPSは、33.50円となり、前年同期比で12.2%の上昇を達成いたしました。

当連結会計年度の経営成績は以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年12月期 (通期計画)		2023年12月期 (実績)		2024年12月期 (実績)			
	金額	売上比	金額	売上比	金額	売上比	前年比	通期計画達成率
売上高	47,000	100.0%	41,342	100.0%	49,910	100.0%	120.7%	106.2%
(不動産販売)	—	—	(35,660)	(86.3%)	(44,305)	(88.8%)	(124.2%)	—
(ストック)	—	—	(6,122)	(14.8%)	(6,158)	(12.3%)	(100.6%)	—
(内部取引)	—	—	(△440)	(△1.1%)	(△553)	(△1.1%)	—	—
営業利益	3,000	6.4%	2,441	5.9%	3,216	6.4%	131.7%	107.2%
税前利益	2,300	4.9%	2,066	5.0%	2,547	5.1%	123.3%	110.8%
純利益	1,565	3.3%	1,419	3.4%	1,610	3.2%	113.4%	102.9%

(注) (不動産販売) は「収益不動産販売事業」、(ストック) は「ストック型フィービジネス」、「税前利益」は「税金等調整前当期純利益」、「純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」をそれぞれ省略したものです。

セグメントの概況は次のとおりです。なお、当社グループでは営業利益をセグメント利益としております。

(収益不動産販売事業)

売上高44,305百万円、営業利益3,907百万円となりました。

収益不動産を取り巻く活況な事業環境の下、需給を見極めた的確な商品企画を軸にした仕入から販売まで的好サイクルにより競争力が高まったことで、1棟収益不動産の販売が堅調に推移いたしました。

また、不動産小口化商品事業においては、今期の販売総額が13,179百万円（税込）に到達し、前年比264%と大幅に成長いたしました。既存の収益不動産事業の強みを活かした良質な商品供給が、投資家だけでなく販売提携パートナーからの高い評価を得ております。また、こうした評判が、金融機関・税理士等との提携による販売ネットワークをよりいっそう拡充する好循環に繋がっています。

仕入高は33,862百万円となりました。20人以上の仕入専門組織による戦略的な仕入活動に加えて、関西・福岡へのエリア拡大に取り組んだ結果、前期を上回る優良物件の仕入を行うことができました。

今期の仕入活動により、今後の利益の源泉となる収益不動産残高（販売または賃料収入を目的として保有する不動産の合計残高）は45,461百万円となり、前連結会計年度末より663百万円上回りました。

当連結会計年度の国内外の仕入・販売状況は、以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	仕入れ		販売売上	
	2023年12月期	2024年12月期	2023年12月期	2024年12月期
国内	28,324	33,142	34,195	43,086
海外	1,050	719	1,453	1,193
計	29,374	33,862	35,648	44,279

(ストック型フィービジネス)

売上高6,158百万円、営業利益1,142百万円となりました。

ストック型フィービジネスは、当社グループが保有する収益不動産からの賃料収入を収益の柱とする他、株式会社エー・ディー・パートナーズ及びADW Management USA, Inc.の不動産管理収入、株式会社スミカワADDの工事・改修収入などがあります。

ストック型フィービジネスは当社グループの業績の安定性を担保するという重要な位置づけであります。販売目標での商品価値の向上は、同時に当社グループ保有時の賃料収入の確保につながると認識しております。また、株式会社エー・ディー・パートナーズのプロパティ・マネジメントも、物件単価上昇に伴い顧客層の変化があつたため、更なる効率化と対応力を高めていく必要があります。

当連結会計年度のストック型フィー収入の内訳は、以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	2023年12月期	2024年12月期	前年同期比
賃料収入	1,798	1,783	99.2%
賃料収入以外 (不動産管理・工事等)	4,323	4,375	101.2%
計	6,122	6,158	100.6%

- (注) 1. 各セグメントの営業利益は、全社費用等のセグメントに配賦しない費用及びセグメント間の内部取引による営業費用控除前の数値であり、その合計は連結営業利益と一致しません。
2. 「ストック型フィービジネス」のうち、自社保有の収益不動産からの賃料や、販売済みの収益不動産のプロパティ・マネジメント受託によるフィー収入等を「ストック型」、顧客リレーションから派生的に得られる仲介収入、管理物件等の修繕工事フィーを「フロー型」と位置付けております。「ストック型フィービジネス」のうち、自社保有の収益不動産からの賃料や、販売済みの収益不動産のプロパティ・マネジメント受託によるフィー収入等を「ストック型」、顧客リレーションから派生的に得られる仲介収入、管理物件等の修繕工事フィーを「フロー型」と位置付けております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度においては、温室効果ガス排出量削減に応じて借入金利が優遇されるサステナビリティ・リンク・ローンや銀行保証付私募債、クラウド・ファンディング等、資金調達方法を多様化したことにより、36,351百万円を調達いたしました。

② 設備投資

当連結会計年度においては、大阪支店の移転で22百万円、福岡営業所準備室開設で23百万円、本社サーバー更新で18百万円、連結会計システム導入で11百万円の投資を実施しました。

(3) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目	期別	第2期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	第3期 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	第4期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	第5期 (当連結会計年度) 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高		24,961,158	27,856,128	41,342,561	49,910,901
経常利益		650,406	953,727	1,978,695	2,515,556
親会社株主に帰属する当期純利益		312,280	527,193	1,419,835	1,610,551
1株当たり当期純利益(円) (注2)		7.22	11.32	29.85	33.50
純資産		14,817,716	15,857,835	17,166,725	18,761,135
総資産		42,047,323	53,359,316	58,854,908	59,809,884

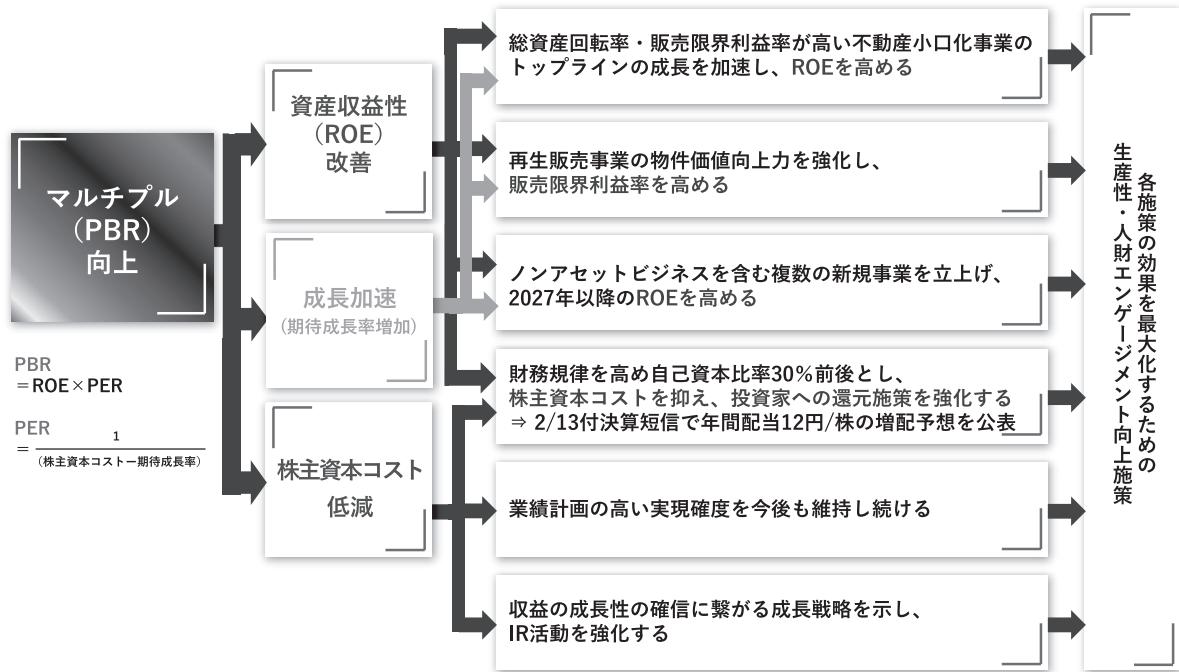
- (注) 1. 第5期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 対処すべき課題

① 企業価値向上に向けた成長戦略の推進

当社グループにおいては、2024年12月末時点のPBRは0.5倍と1倍未満であり、引き続き課題と認識しております。この課題に対して、2025年2月13日付で「企業価値向上に向けた成長戦略」を公表し、2027年までにROEを13～14%以上に改善させ、成長を加速させると共に、株主資本コストを低減させるためのあらゆる施策を講じてまいります。

<企業価値向上にむけた成長戦略>



また、2024年2月8日公表の「第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）」においては、計画初年度にあたる今期2024年12月期の連結業績の結果を踏まえ、2年目の来期2025年12月期の連結業績計画は、売上高55,000百万円、営業利益3,600百万円、税前利益は2,800百万円とし、当初の計画を上回る業績計画といたしました。2026年12月期以降につきましても当初計画以上の業績達成を目指し、2025年2月13日公表の「企業価値向上に向けた成長戦略」を推進してまいります。

<第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）> (百万円)

連結		第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）					
		FY2023 (2023年12月期)	FY2024 (2024年12月期)		FY2025 (2025年12月期)		FY2026 (2026年12月期)
		実績	当初計画	実績	当初計画	計画 (2/13公表)	当初計画
売上高	41,342	47,000	49,910	52,000	55,000	58,000	
営業利益	2,441	3,000	3,216	3,300	3,600	3,700	
税前利益 (税金等調整前 当期純利益)	2,066	2,300	2,547	2,600	2,800	3,000	
収益不動産残高	44,798	45,000	45,461	46,000	47,000	50,000	
株主資本	16,353	17,500	17,511	18,500	18,727	20,000	
ROE	9.0%	9.2%	9.5%	9.6%	9.8%	10.4%	
ROIC	4.0%	4.3%	4.4%	4.6%	5.0%	4.8%	
人材生産性 "PH総利益"	31百万円/人	33百万円/人	36百万円/人	34百万円/人	38百万円/人	35百万円/人	
財務健全性 "自己資本比率"	29.1%	30%程度	31.3%	30%程度	30%程度	30%程度	
株主価値 "EPS"	29.85円	32.95円	33.50円	36.35円	37.02円	41.76円	

(注) 1.収益不動産残高：販売または賃料収入を目的として保有する不動産の合計残高

2.ROE：親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 平均株主資本（「自己資本当期純利益率」とは数値が異なる可能性があります）

3.ROIC：(親会社株主に帰属する当期純利益 + 支払利息 + 借入手数料) ÷ (平均株主資本残高 + 平均有利子負債残高)

4.PH総利益：売上総利益 ÷ 平均従業員数 (Per Head 売上総利益)

5.EPS：親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 期中平均株式数 (Earnings Per Share)

なお、<第2次中期経営計画>における（計画）は経営として目指すターゲットであり、いわゆる「業績の予想」または「業績の見通し」とは異なるものであります。

<期初計画達成率>												
税前(経常)利益	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
計画	450	500	600	800	900	1,000	890	400	600	800	2,000	2,300
実績	450	540	650	(835)	924	1,043	933	432	650	910	2,066	2,547
達成率	100%	108%	108%	(104%)	103%	104%	105%	108%	108%	114%	103%	110%

- (注) 1.2014年3月期から2017年3月期は経常利益、2018年3月期から2023年12月期は税前利益
 2.FY2016は、固定資産に区分された不動産売却益86百万円を特別利益に計上しました。経常利益
 は748百万円でしたが、税前利益835百万円は実態的に経常利益であると解釈し、経常利益計画
 800百万円 (FY2016は税前利益計画を公表せず) に対する実績として掲載しております。
 3.FY2020は、2020年4月1日～2020年12月31日を対象期間とする9か月間の変則決算です。

② 継続して対処すべき課題

a. 好循環事業サイクルへの転換

当社グループの主力事業である収益不動産販売事業は、一定量の優良な収益不動産残高を保有することにより、不動産の相場と顧客ニーズとの双方を睨みながらコントローラブルに販売を展開し必要な収益を確保すると同時に、保有する収益不動産から得る賃料収入によって収益の安定化を生み出すビジネスモデルです。これに対し現状は、収益の拡大基調にあるため、残高拡充のための仕入れが収益確保のための販売を追従する状態にあります。通常期にも増して積極的な仕入れを展開することにより、好循環の事業サイクルに転換する必要があります。

b. 資金調達手段の多様化

当社グループは、収益不動産販売事業のバリエーションとして、不動産小口化商品事業や開発事業などを国内外において積極的にラインナップし、事業全体の拡大を図っております。いずれも旺盛な資金需要があるため、金融機関からの借入を中心としつつ、資金調達手段をさらに多様化する必要があります。また継続的な資産収益性の改善のためには、最適な財務バランスを検討しつつ資本効率を高める必要があることから、資金調達手段の多様化はますます重要となってまいります。

c. 人的資本投資の強化

複雑化する事業環境や加速する変化の中にある、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、経営戦略に合致した人的資本への投資が必要不可欠です。当社は予て

より新卒採用に注力してまいりましたが、こうしたファーストキャリア人材の早期戦力化をはじめ、中堅社員のマネジメント力強化、また幹部候補社員の選抜と育成など、すべての階層において適切な教育プログラムを導入し、成長を促進する必要があります。また多様な人材が最大限の能力を発揮するための組織文化の醸成や職場環境の整備も、継続して実施する必要があります。

d. DX推進の加速

当社グループが持続的に成長を果たしていくためには、事業や経営のスピードと効率を格段に高めること、すなわち生産性の向上が喫緊の課題です。DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用はそのキーとなるものであり、優先度を高めかつ全社横断的に取り組む必要があります。またDXはスピードや効率化といったオペレーション改革に留まらず、それを活用した新たな事業機会の創出や獲得まで視野に入れるべきであり、「収益に寄与するDX」を掲げ積極的に取り組んでまいります。

e. 新たな事業の柱の構築

当社グループは国内における収益不動産販売事業を主力として成長をしてまいりましたが、今後それに匹敵する第二・第三の事業の柱を構築する必要があります。既存事業の延長においては、不動産小口化商品事業の成長や海外事業の再興に期待し経営資源を相応に充当してまいります。加えて、ノンアセットビジネスを含む新たな事業機会の創出を企図します。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、宅地建物取引業、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、一般不動産投資顧問業、金融商品取引業、賃貸住宅管理業、建設業、一級建築士事務所を基本として不動産に関連する事業を行っております。

事業内容については次のとおりです。

事業名	事業の内容
収益不動産販売事業	<p>当事業においては、収益不動産を独自のノウハウに基づいて仕入れたうえで、建物のリノベーション、テナントリーシング、管理状態の改善等のバリューアップを施し、個人富裕層を中心とした顧客に販売しております。</p> <p>また、顧客に対するサービスラインナップの拡充や収益不動産ポートフォリオの拡大と安定化を目的に、国内での当社独自のビジネスモデルの特色やノウハウを転用し、米国ロサンゼルスにおいても同事業を展開しております。</p>
ストック型フィービジネス	<p>当事業は安定収益基盤を築くビジネスであり、主に当社保有の収益不動産からの賃料収入及び管理受託不動産のプロパティ・マネジメント（入居者募集、入退去手続、督促業務及び建物管理）収入で構成されています。加えて、顧客資産のコンサルティングサービスや、不動産の改修・修繕工事も提供するなど、サービスラインナップを拡大しております。</p>

(注) 収益不動産販売事業は、国内は株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国はADW-No.1 LLCが担っております。

ストック型フィービジネスのうちプロパティ・マネジメント事業については、国内は株式会社エー・ディー・パートナーズ、米国ではADW Management USA, Inc.が担い、改修・修繕工事については、株式会社スミカワADDが担っております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別売上	第4期		第5期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
収益不動産販売事業	35,660	86.3%	44,305	88.8%
ストック型フィービジネス	6,122	14.8%	6,158	12.3%
計	41,782	—	50,464	—
その他	—	—	—	—
消去又は全社	△440	△1.1%	△553	△1.1%
合計	41,342	100.0%	49,910	100.0%

(6) 企業集団の主要拠点並びに従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
株式会社ADワークスグループ 株式会社エー・ディー・ワークス 株式会社エー・ディー・パートナーズ 株式会社エンジエル・トーチ 株式会社ジュピター・ファンディング	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社スマカワADD	東京都稻城市向陽台一丁目2番地の3
A.D.Works USA, Inc. ADW Management USA, Inc. ADW-No.1 LLC ADW Hawaii LLC	222 North Pacific Coast Highway, Suite 1770, El Segundo, CA 90245
Avenue Works Normandie LLC Avenue Works Ardmore LLC Avenue Works Georgetown LLC	7257 Beverly Blvd., suite 212 Los Angeles, CA 90036

② 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
240名	39.7歳	4.9年

- (注) 1. 従業員数には、派遣社員を除く就業人員を記載しております。
 2. 平均年齢並びに平均勤続年数は、顧問を除く従業員で算出しております。
 3. 平均勤続年数の算出にあたっては、第1期に係る連結会計年度において株式移転により子会社化した事業会社における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エー・ディー・ワークス	100,000千円	100%	収益不動産事業
株式会社エー・ディー・パートナーズ	40,000千円	100%	不動産管理事業
株式会社スマカワADD	80,000千円	100%	建設事業
株式会社エンジェル・トーチ	140,000千円	100%	コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
株式会社ジュピター・ファンディング	9,000千円	100%	資金調達及びグループ会社への貸付
A.D.Works USA,Inc.	1,170,195千円	100%	米国子会社管理事業
ADW Management USA, Inc.	21,017千円	100%	米国不動産管理事業
ADW-No.1 LLC	2,492,096千円	100%	米国収益不動産事業
ADW Hawaii LLC	187,493千円	100%	米国収益不動産事業
Avenue Works Normandie LLC	188,795千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Ardmore LLC	143,763千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Georgetown LLC	157,355千円	95%	米国収益不動産事業

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している12社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額 の合計額	当社の総資産
株式会社エー・ディー・ワークス	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	12,438,315千円	18,393,861千円

(8) 主要な借入先及び借入額（2024年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社 東京スター銀行	4,360,300
株式会社 三井住友銀行	3,922,138
株式会社 SBJ銀行	3,301,050
株式会社りそな銀行	2,000,000
株式会社 東日本銀行	1,906,200
株式会社 紀陽銀行	1,894,000
株式会社 SBI新生銀行	1,830,800
城北信用金庫	1,780,000
NECキャピタルソリューション株式会社	1,714,000
株式会社 関西みらい銀行	1,600,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、ADW Lending LLC及びAvenue Works Cochran LLCは解散し清算結了したため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

また、株式会社地域新聞社は保有株式すべてを譲渡したため、当連結会計年度より、持分法適用関連会社から除外しております。

2. 株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 157,150,000株
(2) 発行済株式の総数 49,016,011株(自己株式654,753株を除く。)
(3) 株主数 23,772名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 秀夫	5,057,149株	10.32 %
有限会社リバティーハウス	1,971,600株	4.02 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口・76735口）	1,005,057株	2.05 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	827,800株	1.69 %
NOMURA P B NOMINEES L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (CASH P B)	745,350株	1.52 %
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT M OTHER FUND	667,100株	1.36 %
J P J P M S E L U X R E B A R C L A Y S C A P I T A L S E C L T D E Q C O	620,400株	1.27 %
セントラル短資株式会社	538,400株	1.10 %
BNY GCM C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	468,884株	0.96 %
今井 一史	418,000株	0.85 %

(注) 当社は自己株式654,753株を所有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に対し、長期業績運動報酬として設定された信託から当社株式140,820株を交付したほか、133,300株を換価しその処分金を給付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2024年8月8日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を500,000株、取得価額の総額の上限を100,000,000円として、2024年8月14日から2024年9月

30日までの間に、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、2024年9月30日の自己株式取得終了までに、取得価額の総額99,989,100円にて自己株式483,100株を取得しております。

②当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が、162,500株増加しております。

③当社グループ従業員35名に対して、株式報酬として、2024年7月31日を払込期日とする特定譲渡制限株式（法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式）合計52,500株を発行いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項（2024年12月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2020年9月1日開催の取締役会決議による第3回新株予約権の概要

新 株 予 約 権 の 総 数	6,900個 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 690,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 総 額	2,070,000円 (新株予約権1個あたり300円)
行 使 価 額	1株あたり164円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	115,230,000円 内訳 新株予約権発行分 2,070,000円 新株予約権行使分 113,160,000円
行 使 期 間	2020年9月18日～2030年9月17日
割 当 先	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 6名 当社完全子会社取締役 1名
行 使 条 件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国の全米証券業協会（NASD）が開設・運営している電子株式市場「NASDAQ」に上場している全ての銘柄を対象に、時価総額加重平均で算出した指数であるナスダック総合指数の数値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2020年8月28日）のナスダック総合指数の終値に70%を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、原則として、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 但し、割当日以降、ナスダック総合指数の終値が判定水準を始めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取 得 条 項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
保 有 状 況	新株予約権個数 4,600個 目的となる株式数 460,000株 保有者数 4名

(注) 上記の割当先の内容は、2020年9月17日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は、2024年12月31日時点の内容となります。

② 2021年8月12日開催の取締役会決議による第4回新株予約権の概要

新 株 予 約 権 の 総 数	11,099個 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 1,109,900株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり15,600円 (1株あたり156円)
行 使 價 額	1株あたり156円
行 使 期 間	2024年2月14日～2027年2月13日
割 当 先	当社従業員 37名 当社国内完全子会社取締役 2名 当社国内完全子会社従業員 126名
行 使 条 件	A. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行つことはできない。 D. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取 得 条 項	A. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 B. 当社は取締役会の決議により、いつでも本新株予約権を無償で取得することができる。
保 有 状 況	新株予約権個数 6,811個 目的となる株式数 681,100株 保有者数 99名

(注) 上記の割当先の内容は、2021年8月30日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は、2024年12月31日時点の内容となります。

③ 2021年8月12日開催の取締役会決議による第5回新株予約権の概要

新 株 予 約 権 の 総 数	10,000個 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 1,000,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 総 額	1,000,000円 (新株予約権1個あたり100円)
行 使 価 額	1株あたり156円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	157,000,000円 内訳 新株予約権発行分 1,000,000円 新株予約権行使分 156,000,000円
行 使 期 間	2021年8月31日～2031年8月30日
割 当 先	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 5名 当社従業員 11名 当社国内完全子会社取締役 4名 当社国内完全子会社従業員 26名
行 使 条 件	A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国のニューヨーク証券取引所（NYSE）とナスダックに上場する500銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均した指数であるS&P500種指数の終値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2021年8月10日）のS&P500種指数の終値に70%を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、割当日以降、S&P500種指数の終値が判定水準を初めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。 D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
取 得 条 項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
保 有 状 況	新株予約権個数 9,089個 目的となる株式数 908,900株 保有者数 36名

(注) 上記の割当先の内容は、2021年8月30日の割当決議日時点の内容となります。また、保有状況の内容は2024年12月31日時点の内容となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	田 中 秀 夫	株式会社エー・ディー・ワークス 代表取締役会長 株式会社エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会 理事（副会長）
専務取締役	鈴 木 俊 也	株式会社エー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社エー・ディー・パートナーズ 取締役
専務取締役	金 子 幸 司	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman 株式会社エンジェル・トーチ 代表取締役会長 JMRアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
取締役	山 下 晴 康	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 株式会社ジュピター・ファンディング 代表取締役社長
取締役	室 谷 泰 藏	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 執行役員 一般社団法人 不動産クラウドファンディング協会 理事
取締役	関 山 譲	一般財団法人フィリピン協会 会長
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社 監査役 トビラシステムズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事 マネックス・アセットマネジメント株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	栗 井 佐知子	ビーピー・カストロール株式会社 社外取締役（監査等委員） H.U.グループホールディングス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	染 川 博 行	株式会社エー・ディー・ワークス 監査役

- (注) 1. 取締役関山護氏及び取締役（監査等委員）田名網尚氏、栗井佐知子氏、染川博行氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役関山護氏及び取締役（監査等委員）田名網尚氏、栗井佐知子氏、染川博行氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）田名網尚氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使人からの情報収集、重要な会議への出席並びに子会社監査役及び内部監査部門等との連携をすることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施し、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社エー・ディー・パートナーズ、A.D.Works USA,Inc.及びADW Management USA,Inc.は当社の連結子会社であり、JMRアセットマネジメント株式会社は当社の非連結子会社であります。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
室 谷 泰 蔵	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 執行役員	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員	2025年1月1日

(2) 取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

ア 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議し、2022年2月10日及び、2023年2月10日開催の当社取締役会において、当該決定方針について一部改定する旨の決議をし、当事業年度においては、下記イに基づき運用いたしました。

なお、2025年2月13日開催の当社取締役会において、決定方針について改定する旨の決議をいたしました。当該改定後の決定方針につきましては、2025年3月26日開催予定の第5期定時株主総会の決議事項第2号議案の記載をご参照ください。

イ 決定方針の内容の概要

A. 役員報酬等の区分

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。

その割合は、下記Dの役員報酬等の決定プロセスのⅡ外部専門家による取締役会レクチャーを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

（i）固定報酬（月額定期報酬）

【考慮要素】基本報酬。役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。

（ii）短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）

【考慮要素】役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。

（iii）長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）

【考慮要素】以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位に応じて、以下の算定方法に基づき、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で

定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。

ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。

【算定方法】

毎年3月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額（長期業績連動報酬対象取締役及び一定条件を満たした当社子会社（以下「対象子会社」という。）の代表取締役（以下総称して「全長期業績連動報酬対象取締役等」という。）が、本株式報酬制度のために設定された信託から交付等を受けることができる当社株式等（下記Cに定義される。以下同じ。）の数を算定する基礎となる金額）に、各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率（※1）を乗じて、各長期業績連動報酬対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定した上で、以下の算定式に従って交付等を行う当社株式等の数を算定します。

<交付等を行う当社株式等の算定式>

(各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額（※2）) ÷ 基準株価（※3）

※1 各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率は、下表に定める各長期業績連動報酬対象取締役の役位ウェイトを全長期業績連動報酬対象取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を12月1日（同日が営業日でない場合には翌営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の50%（単元未満株式は切り捨て）に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 12月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

【付与条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式等について、信託から交付等を受けることができるものとします。また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます。さらに、当社の取締役会において、当社の取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給・不支給が決定されます。

- ア) 信託期間中の毎年12月31日に取締役等であること（信託期間中に新たに取締役となった者を含む。）
 - イ) 在任中に一定の非違行為があつた者でないこと
 - ウ) 取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

B. 固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、上記A（i）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、上記A（ii）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年1月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

C. 長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行うものとします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、上記A（iii）の考慮要素を考慮し、上記A（iii）の算定方法及び付与条件に基づいて、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年1月に交付等することといたします。

D. 役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

I 取締役会は、CG委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。

II 外部専門家（大手コンサルティングファーム）は、以下についてCG委員会へ情

報提供を行う。

- i : 近時の取締役報酬トレンド
- ii : 当社取締役報酬ポリシーについての講評
- iii : 当社取締役報酬決定プロセスについての講評
- iv : 過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評
- v : 当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評

III CG委員会は、取締役会からの諮問に基づき、IIの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。

IV CG委員会は代表取締役社長CEOへ決議を報告。

V 代表取締役社長CEOは、CG委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

※CG委員会は、取締役候補の選定・取締役の解任・取締役の報酬・代表取締役社長CEOの後継者計画に関する事項について、取締役会に答申することを目的としており、構成メンバーは独立社外取締役、代表取締役CEO等で、委員長は独立社外取締役から選任し、委員の過半数は独立社外取締役としております。

ウ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記イDの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定め、CG委員会において、上記イA～C記載の決定方針に従った決定内容であることを確認しているため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役年額1億円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び当社子会社の代表取締役（国外居住者を除く。）を対象とする信託を用いた株式報酬制度の継続及び内容改定の決議がされており、当該信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額の上限は年額3億円、信託期間（約3年間）を通じて交付される当社株式の合計数の上限は224万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2023年3月28日開催の取締役会決議により、CG委員会の答申を尊重することを条件に、各取締役の固定報酬の額／短期業績連動報酬の額／株式報酬における交付株式数算定基礎額の決定について、代表取締役社長CEOである田中秀夫に委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適しているためであり、上記①イDの役員報酬等の決定プロセスに従ったものです。

代表取締役社長CEOは、上記①イの決定方針に基づき、外部専門家によるCG委員会への情報提供、CG委員会での審議・決議を経た答申を尊重して、上記各金額を決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬 (金銭報酬)	短期業績連動報酬 (金銭報酬)	長期業績連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員である取締役を除く） (うち社外取締役)	388,368 (9,000)	240,328 (9,000)	84,706 (-)	63,333 (-)	6名 (1名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	35,100 (35,100)	35,100 (35,100)	— (-)	— (-)	3名 (3名)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額のうち、当社からの報酬等は220,864千円であり、報酬等の種類別としては固定報酬116,531千円、短期業績連動報酬41,000千円、長期業績連動報酬63,333千円となっております。なお固定報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与9,450千円を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、2024年3月27日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した役員2名（監査等委員である取締役除く。）に対する報酬等を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、3月27日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対する役員退職慰労金を含んだ子会社からの報酬等167,503千円のうち使用人兼務取締役の使用人分給与11,153千円を含んでおります。ただし、前事業年度より支給日を変更したことに伴い、使用人兼務取締役の使用人分未確定賞与については除外しております。
4. 監査等委員である取締役の報酬等の総額には、2024年3月27日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員2名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員の重要な兼職の状況（2024年12月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	関山護	一般財団法人フィリピン協会	会長
取締役 (監査等委員)	田名網尚	カタリスト投資顧問株式会社	監査役
		トビラシステムズ株式会社	社外取締役（監査等委員）
		公益財団法人国際人材育成機構	非常勤理事
		マネックス・アセットマネジメント株式会社	監査役
取締役 (監査等委員)	栗井佐知子	ビーピー・カストロール株式会社	社外取締役（監査等委員）
		H.U.グループホールディングス株式会社	社外取締役
取締役 (監査等委員)	染川博行	株式会社エー・ディー・ワークス	監査役

- (注1) 取締役関山護氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (注2) 取締役（監査等委員）田名網尚氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。なお、2024年3月31日付で、法政大学理工学部の兼任講師を退任しておりますが、当該兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- (注3) 取締役（監査等委員）栗井佐知子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。なお、2024年10月21日付で、インフォコム株式会社の社外取締役を退任しておりますが、当該兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- (注4) 取締役（監査等委員）染川博行氏が兼職している株式会社エー・ディー・ワークスは、当社の連結子会社であり、当社と特定関係事業者という関係にあります。

(4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	関山 譲	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	栗井 佐知子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	染川 博行	2024年3月27日就任後に開催された取締役会11回の全てに、監査等委員会10回のうち全てに出席いたしました。大手生命保険会社での内部監査部門及び常勤監査役の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が4回ありました。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する内容の契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要は以下のとおりです）。

- ・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
- ・保険料は全額当社が負担しております。

② 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、監査役、執行役員及び管理者である従業員となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35,360千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	- 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,810千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないためイ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催する。
- イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- ウ. 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査・監督を行う。
- エ. 当社は、コンプライアンス・オフィサーに、子会社におけるコンプライアンスに係る事項を管理する機能を担わせる。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 株主総会、取締役会、経営役員会、経営会議の議事録を法令、定款及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- イ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達・諸規程なども、所定の手続きに基づいて作成し、所管部署で適切に保存・管理するとともに、必要に応じてグループウェアシステムを活用し社内周知する。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
- イ. リスク管理については、当社グループ全体で実効ある形で推進するために「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会の運営・体制は、「リスク管理規程」に定める。
- ウ. 反社会的勢力との関係遮断については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加盟するとともに、全部署での意識の醸成を図りつつ、業務形態に応じたチェックシステムの整備を推進する。
- エ. 当社は、「関係会社規程」に基づき、管理部門の各部門長に、子会社におけるリスクを管理する機能を担わせる。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 経営会議を設置し、月次の業績及び問題点の把握、改善策等を討議する。
- イ. 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- ウ. 業績管理に資する財務データについては、迅速かつ的確に取締役に提供する。
- エ. 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

- ⑤当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社グループの「企業行動憲章」を定め、法令と社会的規範遵守について全従業員に教育・啓蒙を実施する。
 - イ. 法令及び定款等への適合の確保については、法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を通じて、法令遵守を徹底する。
 - ウ. 内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款・社内諸規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- ⑥当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、「関係会社規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項を明確にし、当社に対する報告を求め、その執行状況をモニタリングする。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査等委員会の判断で実施可能な体制を維持する。
 - イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人については、その必要が生じた場合、監査等委員会の求めに応じて設置する。
- ⑧当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 監査等委員である取締役が、経営役員会、経営会議、その他の重要な会議に出席することができる体制を維持する。
 - イ. 監査等委員である取締役が、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を実施することができる体制を維持する。
 - ウ. 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用者からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を維持する。
 - イ. 監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としたものであります。

当社において、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役3名（すべて社外取締役）の9名で構成されており（2024年3月27日までは取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役4名（すべて社外取締役）の10名で構成）、定時取締役会を月1回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、会社経営の基本方針・中期経営計画などに基づく業務執行についての必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的として、経営役員（代表取締役、経営企画担当取締役及び取締役会において経営役員として選定された取締役）を構成メンバーとする経営役員会を月1回以上任意に開催しております。

さらに、経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、経営役員の指名する者をもって構成する経営会議を月1回開催しております。

当事業年度においては、取締役会を18回（書面決議4回を含む）、経営役員会を35回（書面決議13回を含む）、経営会議を12回、それぞれ開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

②リスク及びコンプライアンスの管理について

リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理を行い、その結果を取締役会に報告し、リスクの共有を図るとともに、リスクの低減に努めております。

ISO/IEC27001認証取得における情報セキュリティ・マネジメントシステム（ISMS）のマニュアルを定め、情報の保全と管理向上に寄与することに努めております。

また、コンプライアンス・オフィサー及び法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制定改定等の周知、各種書面の審査等を実施しております。

反社会的勢力との関係遮断については、当社グループの企業行動憲章に「反社会的勢力とは、一切の関わり合いを持ちません。」と明記し、役員・従業員全員に周知・徹底を図るとともに、「取引審査規程」及び「犯罪収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認等の措置の実施に関する規程」に基づき審査を行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしております。

③内部監査について

内部統制の有効性及び実際の業務執行状況の内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室を設置して対応しております。内部監査室は、各部門に対して年度計画に則して、業務活動の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しており

ます。

④当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、子会社に対して、「関係会社規程」に基づき、リスク・コンプライアンスに関する事項や職務の効率性に関する事項について監督を行うとともに、子会社の自主性を尊重しつつ、職務の執行状況のモニタリングを行っております。

⑤監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役3名の監査等委員である取締役で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。また、監査等委員は、重要な会議体である経営役員会、経営会議、経営リスク管理委員会等に任意に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び各部門の責任者等に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集しております。

当事業年度においては、監査等委員会を14回開催しております。

また、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

なお、監査等委員会の求めに応じて、当事業年度より、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、またはそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといつても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようになることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において大規模買付ルールを導入しております。

(2) 基本方針実現のための特別な取組み等の概要

株式会社エー・ディー・ワックスは、定款の定めにより、2012年6月28日開催の同社定期株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、同社に対して買収提案が行われた場合に、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、大規模買付ルールを導入し、その後、2015年6月23日及び2018年6月26日開催の同社定期株主総会において、それぞれ有効期間を3年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その後、2019年11月29日開催の同社臨時株主総会において、当社への株式移転計画が承認されるとともに、株式会社エー・ディー・ワックスの大規模買付ルールと同等のルールを当社へ継続導入することに関し、ご承認をいただき、その後、2023年3月28日開催の当社定期株主総会において、有効期間を3年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その詳細につきましては下記ウェブサイトに掲載の「2023年（第3期）定期株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

<当社ウェブサイト>

(<https://www.adwg.co.jp/ir/library/meeting/>)

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（ADワーフスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、「2023年（第3期）定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行います。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によって行うこととしています。また、大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会または取締役会の決議により行います。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

当社取締役会は、①株主意見の反映、②独立性の高い社外者の判断の重視、③大規模買付ルールに基づく対抗措置発動のための合理的な客観要件の設定といった点を考慮し、織り込むことにより、上記（2）の取組みが上記（1）の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、予想配当性向（配当金の総額÷通期業績計画における「親会社株主に帰属する当期純利益」）が50%を超えない限りにおいて、配当利回り（1株あたり年間配当金÷1月から12月までの月末株価の平均）が4%以上となるように配当額を決定し、これにより第2次中期経営計画（2024年12月期～2026年12月期）にて重視している株主価値の向上を目指します。この方針のもと、当期の期末配当については1株当たり5.5円とさせていただきました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	48,701,806	流 動 負 債	10,136,010
現 金 及 び 預 金	10,129,840	買 掛 金	933,510
売 掛 金	111,708	短 期 借 入 金	432,000
販 売 用 不 動 產	35,020,528	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	514,900
仕 掛 販 売 用 不 動 產	1,536,975	1年内返済予定の長期借入金	3,825,034
そ の 他	1,905,176	未 払 法 人 税 等	718,929
貸 倒 引 当 金	△2,423	クラウドファンディング等預り金	957,465
		賞 与 引 当 金	204,280
		そ の 他	2,549,890
固 定 資 產	11,095,368	固 定 負 債	30,912,738
有 形 固 定 資 產	9,106,018	社 債	361,000
建 物 及 び 構 築 物	3,052,058	長 期 借 入 金	30,528,596
工 具 器 具 備 品	108,635	そ の 他	23,142
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,311	負 債 合 計	41,048,749
土 地	3,785,638	(純 資 產 の 部)	
建 設 仮 勘 定	2,154,373	株 主 資 本	17,511,119
無 形 固 定 資 產	447,083	資 本 金	6,283,837
の れ ん	295,643	資 本 剰 余 金	5,368,645
そ の 他	151,439	利 益 剰 余 金	6,146,730
投 資 そ の 他 の 資 產	1,542,266	自 己 株 式	△288,093
投 資 有 価 証 券	480,502	その他の包括利益累計額	1,204,897
緑 延 税 金 資 產	618,503	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38,909
そ の 他	443,261	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,165,987
繰 延 資 產	12,710	新 株 予 約 権	24,765
創 立 費	1,992	非 支 配 株 主 持 分	20,353
社 債 発 行 費	10,717	純 資 產 合 計	18,761,135
資 產 合 計	59,809,884	負 債 純 資 產 合 計	59,809,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	49,910,901
売 上 原 価	41,275,081
売 上 総 利 益	8,635,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,419,086
営 業 利 益	3,216,733
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30,234
保 険 解 約 返 戻 金	15,866
そ の 他	19,034
	65,136
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	591,234
借 入 手 数 料	95,385
創 立 費 償 却	7,774
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	29,658
そ の 他	42,261
経 常 利 益	2,515,556
特 別 利 益	
投 資 新 株 予 約 権 売 却 益	15,923
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,576
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,521
持 分 变 動 損 失	6,805
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,547,729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,079,121
法 人 税 等 調 整 額	△136,560
当 期 純 利 益	1,605,168
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△5,383
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,610,551

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,262,735	5,346,478	4,980,357	△235,687	16,353,883
当期変動額					
新株の発行	6,011	6,011			12,022
新株の発行 (新株予約権の行使)	15,090	15,090			30,181
剰余金の配当			△444,178		△444,178
親会社株主に帰属する当期純利益			1,610,551		1,610,551
自己株式の取得				△101,716	△101,716
自己株式の処分		1,065		49,310	50,375
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	21,101	22,167	1,166,372	△52,406	1,157,235
当期末残高	6,283,837	5,368,645	6,146,730	△288,093	17,511,119

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	26,017	726,319	752,336	29,206	31,298	17,166,725
当期変動額						
新株の発行						12,022
新株の発行 (新株予約権の行使)						30,181
剰余金の配当						△444,178
親会社株主に帰属する当期純利益						1,610,551
自己株式の取得						△101,716
自己株式の処分						50,375
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,892	439,668	452,560	△4,441	△10,944	437,174
当期変動額合計	12,892	439,668	452,560	△4,441	△10,944	1,594,409
当期末残高	38,909	1,165,987	1,204,897	24,765	20,353	18,761,135

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社、非連結子会社の数 1社

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(1) 連結子会社の名称

株式会社エー・ディー・ワークス

株式会社エー・ディー・パートナーズ

株式会社スマカワADD

株式会社エンジェル・トーチ

株式会社ジュピター・ファンディング

A.D.Works USA, Inc.

ADW Management USA, Inc.

ADW-No.1 LLC

ADW Hawaii LLC

Avenue Works Normandie LLC

Avenue Works Ardmore LLC

Avenue Works Georgetown LLC

(連結の範囲の変更)

ADW Lending LLC及びAvenue Works Cochran LLCは解散し清算結了したため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

JMR アセットマネジメント株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類等に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(持分法適用の範囲の変更)

株式会社地域新聞社は保有株式すべてを譲渡したため、当連結会計年度より、持分法適用関連会社から除外しております。

3. 重要な会計方針に関する事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価
仕掛販売用不動産 切下げの方法）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法

のれんは、4～19年間で均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸 倒 引 当 金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞 与 引 当 金 | 支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。 |

4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 株 式 交 付 費 | 定額法を採用しております。
償却年数 3年 |
| ② 社 債 発 行 費 | 社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。 |
| ③ 創 立 費 | 定額法を採用しております。
償却年数 5年 |

(2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 収益不動産販売事業

国内においては株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国においてはADW-No.1 LLC及びADW Hawaii LLC等が担っております。当事業においては、収益不動産を独自の営業ルートにより仕入れ、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等のバリューアップを施した上で、個人富裕層を中心とした投資家や不動産オーナー、事業法人機関投資家等に販売しております。当事業では、顧客との不動産売買契約に基づき、バリューアップを施した収益不動産の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。なお、一部の不動産売買契約において、当社グループは引き渡した不動産に契約不適合(瑕疵)が検出された場合の修繕費用及び引き渡し時に未実施の工事費用を保証する義務を負っております。当該履行義務は実際に修繕または工事が行われる、あるいは保証期間終了時の一時点で充足されるも

のであり、当該事象発生時点において収益を計上しております。

② ストック型フィービジネス

国内においては株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社エー・ディー・パートナーズ及び株式会社スミカワADDが担い、米国においてはADW Management USA, Inc.が担っております。当事業においては、主に管理受託不動産のプロパティ・マネジメントを行っております。プロパティ・マネジメントでは、顧客との賃貸管理契約に基づき、テナントの賃料及び敷金等出納業務、入退去手続等を実施し、テナントから受領した賃料等からそれらの業務手数料を控除した金額を顧客に送金する義務を負っております。当該履行義務は顧客への送金が完了する一時点で充足されるものであり、当該送金時点において収益を計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

(6) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
販売用不動産	35,020,528
仕掛販売用不動産	1,536,975

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛け販売用不動産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。正味売却価額は、個別物件ごとの取得時又は計画変更時の事業計画における販売見込額から改修費または建設費の今後の発生見込額及び販売経費等見込額を控除して算定しておりますが、一部の物件については、社外の不動産鑑定士の評価を利用しています。

② 主要な仮定

販売見込額の算定に用いる個別物件ごとの賃料や利回り等については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。また、建築費の今後の発生見込み額については、建築マーケットの状況、追加工事の発生状況等を勘案しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、連結計算書類作成時点における最善の見積りに基づき決定しておりますが、不動産販売市況の悪化に伴う販売価格の低下、建築価格の高騰、追加工事の発生等により、正味売却価額の見積りと実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を及ぼす可能性があります。

7. 追加情報

(1) 信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループでは、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、本制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年4月1日設立の当社での承継の承認を得、2020年4月1日の当社取締役会において承継を決定しております。その後、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会において本制度の継続が承認され、現在に至っております。本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び国内に本店が所在する当社子会社の代表取締役（以下「取締役等」といいます。）としております。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。
- ② 本制度により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- ③ 本制度は、株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。
- ④ 各対象会社の3月の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年1月に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、154,736千円、1,005,057株であります。

(2) 棚卸資産の振替

当連結会計年度において、棚卸資産に計上していた販売用収益不動産2,154,502千円は、長期保有用収益不動産に保有方針を変更したため、固定資産に振替えております。

8. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販 売 用 不 動 产	33,067,328千円
仕 掛 販 売 用 不 動 产	1,529,438千円
建 物 及 び 構 築 物	2,924,639千円
工 具 器 具 備 品	61,517千円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,903千円
土 地	3,760,729千円
建 設 仮 勘 定	2,154,373千円
計	43,500,930千円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	一 千 円
1年内返済予定の長期借入金	3,541,540千円
長 期 借 入 金	30,133,740千円
計	33,675,280千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	278,499千円
----------------	-----------

(3) 売掛金及びその他のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	96,800千円
契 約 資 産	一 千 円

(4) その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契 紦 負 債	121,361千円
---------	-----------

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 49,670,764株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	221,813 (注) 1	4.50	2023年12月31日	2024年3月13日
2024年8月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	222,365 (注) 2	4.50	2024年6月30日	2024年9月11日

- (注) 1. 2024年2月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,963千円を含めて記載しております。
 2. 2024年8月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,271千円を含めて記載しております。

基準日が連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	269,588 (注)	5.50	2024年12月31日	2025年3月12日

- (注) 配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金5,527千円を含めて記載しております。

(3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 2,050,000株

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブは、為替変動リスク、金利変動リスク等の回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。投資有価証券は、発行体の信用リスクや、為替変動リスクに晒されておりますが、当社の保有方針に照らした案件ごとの検証の実施や、為替変動のモニタリングなどを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、大幅な変動に対しては代替の調達手段確保を検討することとしているほか、一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法により管理しております。

外貨建預金及び海外子会社に対する外貨建貸付金等の債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、原則、先物為替予約を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他の有価証券	60,410	60,410	—
資産計	60,410	60,410	—
(1) 社債 (2) 長期借入金	(875,900) (34,353,630)	(876,235) (35,428,608)	335 1,074,977
負債計	(35,229,530)	(36,304,844)	1,075,313

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等及び預り敷金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。なお、1年内償還予定の社債は社債、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。デリバティブ取引については、注記事項（デリバティブ取引に関する注記）をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、(1) 投資有価証券には含まれておりません。市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価の対象としておりません。組合出資金は連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する事業体への出資であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

区分	2024年12月31日
非上場株式等	166,667
組合出資金	253,424

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	60,410	—	—	60,410
資産計	60,410	—	—	60,410
デリバティブ取引				
通貨関連	—	120	—	120
負債計	—	120	—	120

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	876,235	—	876,235
長期借入金	—	35,428,608	—	35,428,608
負債計	—	36,304,844	—	36,304,844

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

11. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関係

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引 の種類等	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	167,262	—	△120	△120

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関係

該当事項はありません。

12. 貸借等不動産に関する注記

当社の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の一棟マンション及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

当連結会計年度において、棚卸資産に計上していた販売用不動産2,154,502千円は、長期保有用収益不動産に保有目的を変更したため、固定資産に振替えております。

2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は82,902千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度
連結貸借対照表計上額	期首残高	6,383,633
	期中増減額	2,520,530
	期末残高	8,904,163
期末時価		11,314,972

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、当連結会計年度の増加は、保有目的変更及び追加工事による増加2,618,066千円であります、減少は、減価償却97,535千円であります。

(注3) 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	46,219,745
その他の源泉から生じる収益	3,691,156
合計	49,910,901

財又はサービスの種類別情報

(単位：千円)

主要な財またはサービスのライン	報告セグメント		合計
	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
不動産販売	44,305,645	—	44,305,645
工事	—	842,303	842,303
不動産管理	—	892,907	892,907
その他	—	178,889	178,889
顧客との契約から生じる収益	44,305,645	1,914,100	46,219,745

地域別情報

(単位：千円)

主たる地域市場	報告セグメント		合計
	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
日本	43,086,419	1,879,754	44,966,173
米国	1,219,225	34,346	1,253,571
顧客との契約から生じる収益	44,305,645	1,914,100	46,219,745

(注) その他の源泉から生じる収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	96,800
契約負債	121,361

主な顧客との契約から生じた債権は、請負管理及び業務委託契約について期末日時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、無条件になっている営業未収入金であります。

主な契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、196,588千円であります。また、契約負債の増減は、主として売買契約に伴う手付金の受取（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたもの及び未成工事受入金の受取（契約負債の増加）により生じたものであります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	389円82銭
1株当たり当期純利益	33円50銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部)				
流 動 資 産	5,167,356	流 動 負 債	2,175,304	
現 金 及 び 預 金	1,662,279	短 期 借 入 金	1,336,259	
短 期 貸 付 金	2,427,568	1年内返済予定の長期借入金	186,800	
そ の 他	1,077,508	未 払 法 人 税 等	261,285	
固 定 資 産	13,224,579	賞 与 引 当 金	28,075	
有 形 固 定 資 産	20,677	そ の 他	362,883	
建 物	3,880	固 定 負 債	321,460	
工 具 器 具 備 品	16,797	長 期 借 入 金	321,460	
無 形 固 定 資 産	111,036	負 債 合 計		
そ の 他	111,036	2,496,764		
投 資 そ の 他 の 資 産	13,092,865	(純 資 産 の 部)		
関 係 会 社 株 式	12,872,238	株 主 資 本	15,872,331	
繰 延 税 金 資 産	52,263	資 本 金	6,283,837	
そ の 他	168,363	資 本 剰 余 金	7,978,692	
繰 延 資 産	1,924	資 本 準 備 金	2,158,837	
創 立 費	1,924	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,819,854	
		利 益 剰 余 金	1,897,895	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,897,895	
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,897,895	
		自 己 株 式	△288,093	
		新 株 予 約 権	24,765	
		純 資 産 合 計		
		15,897,096		
資 産 合 計	18,393,861	負 債 純 資 産 合 計	18,393,861	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,437,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,326,903
営 業 利 益	1,110,399
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	719,610
そ の 他	7,812
営 業 外 費 用	727,422
支 払 利 息	50,514
支 払 手 数 料	6,333
創 立 費 償 却	7,699
そ の 他	2,147
経 常 利 益	66,695
税 引 前 当 期 純 利 益	1,771,127
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	348,216
法 人 税 等 調 整 額	3,679
当 期 純 利 益	1,419,231

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,262,735	2,137,735	5,818,789	7,956,524	922,843	922,843
当期変動額						
新株の発行	6,011	6,011		6,011		
新株の発行（新株予約権の行使）	15,090	15,090		15,090		
剰余金の配当					△444,178	△444,178
当期純利益					1,419,231	1,419,231
自己株式の取得						
自己株式の処分			1,065	1,065		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	21,101	21,101	1,065	22,167	975,052	975,052
当期末残高	6,283,837	2,158,837	5,819,854	7,978,692	1,897,895	1,897,895

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△235,687	14,906,416	29,206	14,935,623
当期変動額				
新株の発行		12,022		12,022
新株の発行（新株予約権の行使）		30,181		30,181
剰余金の配当		△444,178		△444,178
当期純利益		1,419,231		1,419,231
自己株式の取得	△101,716	△101,716		△101,716
自己株式の処分	49,310	50,375		50,375
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4,441	△4,441
当期変動額合計	△52,406	965,915	△4,441	961,473
当期末残高	△288,093	15,872,331	24,765	15,897,096

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価仕掛け販売用不動産 切下げの方法）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～15年

工 具 器 具 備 品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

a 株式交付費	定額法を採用しております。 償却年数 3年
b 社債発行費	社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。
c 創立費	定額法を採用しております。 償却年数 5年

② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として、グループ会社への経営指導料収入であります。経営指導料収入については、グループ会社に対し、経営・企画等の指導・助言等を行うこと、受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過について充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

c ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

2. 追加情報

信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループでは、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、本制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年4月1日設立の当社での承継の承認を得、2020年4月1日の当社取締役会において承継を決定しております。その後、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会において本制度の継続が承認され、現在に至っております。本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び国内に本店が所在する当社子会社の代表取締役（以下「取締役等」といいます。）としております。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。
- ② 本制度により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- ③ 本制度は、株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。
- ④ 各対象会社の3月の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年1月に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、154,736千円、1,005,057株であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

該当事項はありません。

② 担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	14,544千円
----------------	----------

(3) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

(株)エー・ディー・ワークス	8,477,100千円
ADW Hawaii LLC	907,104千円
(株)スミカワADD	46,196千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	3,383,207千円
関係会社に対する短期金銭債務	995,965千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	2,437,302千円
営業取引以外の取引による取引高	110,329千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式（注） 1,659,810株

（注）信託が所有する当社株式1,005,057株を含めて記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
見積未払金	2,706千円
未払役員賞与	12,554 //
賞与引当金	8,596 //
未払事業税	13,119 //
未払法定福利費	1,532 //
その他	84,322 //
小計	122,831千円
評価性引当額	△70,568千円
繰延税金資産合計	52,263千円
繰延税金負債	
その他	-千円
繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産の純額	52,263千円
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.1 //
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 //
受取配当金の益金不算入	△11.2 //
評価性引当額の増減	△0.1 //
その他	0.1 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.9%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内 容 又は職業	議決権等 の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)エー・ディー・ワークス	東京都 千代田区	100,000	収益不動 産事業	(所有) 直接100.0	役員の 兼任	経営指導料 の受取 (注1) 資金の貸付 (注2) 資金の回収 (注2) 利息の受取 (注2) 金融機関借入債務に対する保証 (注3)	2,375,094 3,724,259 2,748,861 55,228 —	未収収益 貸付金 未収収益 /受取利息 債務保証 残高	830,946 2,225,180 11,822 8,477,100
子会社	(株)エー・ディー・パートナーズ	東京都 千代田区	40,000	不動産管 理事業	(所有) 直接100.0	役員の 兼任 役員の 派遣	経営指導料 の受取 (注1) 資金の貸付 (注2) 資金の回収 (注2) 利息の受取 (注2)	50,880 — 110,000 4,142	未収収益 貸付金 未収収益 /受取利息	9,328 88,123 441
子会社	(株)スミカワADD	東京都 稻城市	80,000	建設事業	(所有) 直接100.0	債務 保証	金融機関借入債務に対する保証 (注3)	—	債務保証 残高	46,196
子会社	(株)エンジェル・ト ーチ	東京都 千代田区	140,000	コーポレ ート・ベ ンチャ ー・キャ ピタル投 資事業	(所有) 直接100.0	役員の 兼任 役員の 派遣	資金の貸付 (注2) 資金の回収 (注2) 利息の受取 (注2)	— 255,736 10,731	貸付金 未収収益 /受取利息	114,263 1,455

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内 容 又は職業	議決権等 の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)ジュピター・ファンディング	東京都 千代田区	9,000	その他 金融業	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の借入 (注2) 資金の返済 (注2) 利息の支払 (注2)	954,259 2,148,861 36,162	短期 借入金 未払費用	804,259 1,989
子会社	ADW-No.1 LLC	米国 カリフォルニア州	2,492,096	米国 収益 不動産 事業	(所有) 間接100.0	経営 指導等	経営指導料 の受取 (注1)	11,328	未収収益	970
子会社	ADW Hawaii LLC	米国 カリフォルニア州	187,493	米国 収益 不動産 事業	(所有) 間接100.0	債務 保証	金融機関借 入債務に対 する保証 (注3)	—	債務保証 残高	907,104

- (注) 1 内容を勘案し、掛かるコストに対して複数の基準で料率を算定し、支払を受けております。
 2 当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書（限度貸付）」に基づき、資金繰支援を目的として資金の貸付及び借入をしております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払を行っております。
 3 債務の保証は、金融機関からの借入に対して当社が債務の保証を行ったものであります。なお、保証料は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	330円59銭
1株当たり当期純利益	29円52銭

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社 A D ワークスグループ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A D ワークスグループの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A D ワークスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取りや会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社 A D ワークスグループ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A D ワークスグループの2024年1月1日から2024年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社 A D ワークスグループ 監査等委員会

監査等委員 染 川 博 行 ㊞

監査等委員 田 名 綱 尚 ㊞

監査等委員 粟 井 佐 知 子 ㊞

(注) 監査等委員 3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

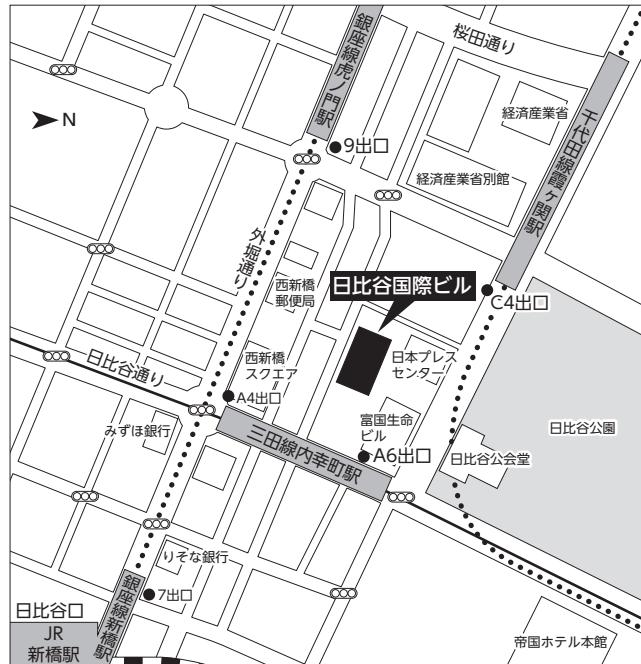
以 上

株主総会会場のご案内

会 場

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビル コンファレンススクエア (8F)
電話 03-5157-5039

<ご案内図>



<交通機関>

内幸町駅	都営地下鉄：三田線	A 6 出口方面 地下ネットワークにて 日比谷国際ビル地下2階に直結
霞ヶ関駅	東京メトロ：千代田線・日比谷線・丸ノ内線	C 3・C 4 出口方面 地下ネットワー クにて日比谷国際ビル地下1階に直結
虎ノ門駅	東京メトロ：銀座線	徒歩5分 (9出口から)
新橋駅	J R：山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀 線・総武線(快速) 東京メトロ：銀座線 都営地下鉄：浅草線 新交通：ゆりかもめ	徒歩10分 (日比谷口から)